

＜福井＞ 微量PCB廃棄物の不適切な処理について

2023年11月20日
北陸電力送配電株式会社

当社の西武生変電所において、変電設備^{※1}の漏油修理の際に発生した微量PCB廃棄物（変電設備の部材・ウエス・絶縁油）を、不適切に処理^{※2}していたことが判明しました。この漏油修理で発生した廃棄物は、PCB濃度が低く微量であり、追跡調査を行った結果、PCB不含絶縁油で希釈されて処理されていることや、高温で焼却処理されていることを確認したことから、変電所周辺を含めた環境影響および健康影響はないものと考えております。

2021年7月、西武生変電所の変電設備から漏油した絶縁油のふき取り検査でPCBが検出されなかったことから、同年12月の漏油修理で発生した廃棄物を有価物もしくは産業廃棄物として処理しました。その後、2023年4月、同機器の撤去にあたり設備内部の絶縁油を採油し分析した結果、PCBが含有していることが判明し、当時の処理方法が誤っていたことが分かりました。

本事案は、本来「採油」による絶縁油分析により、機器本体の絶縁油PCB含有を判定すべきところ、漏油の「ふき取り」検査の結果で、PCBの含有判断ができると当社社員が誤認していたことが原因です。

本事案判明後、同様の事案がないか調査を進めたところ、福井県内の3か所の変電所において、類似の事案を確認しました。いずれも変電所周辺を含めた環境影響および健康影響はないものと考えておりますが、今後、当該変電所において採油分析を行い、PCBの含有を確認するとともに、適切に対応してまいります。

これら一連の事案について、関係自治体へ報告するとともに、再発防止対策について協議の上、本日までに改善計画の提出および改善完了の報告を行っております。

関係する皆さまには、ご迷惑とご心配をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

今後、PCB廃棄物の適切な処理に関して、社内ルールの明確化および意識向上を図り、再発防止に努めてまいります。

以上

※1 力率改善や電圧調整などの目的で使用する電力用蓄電器を指す

※2 変電設備に使用する絶縁油から、国の定める基準（0.5mg/kg）を越えるPCBが確認された場合、その絶縁油及び絶縁油が付着する廃棄物は、法令に基づき「特別管理産業廃棄物」として適切に管理し、指定された事業者での無害化処理が必要。

別紙：微量PCB廃棄物の不適切な処理に関する調査結果

微量PCB廃棄物の不適切な処理に関する調査結果

1. 発生事業所

北陸電力送配電（株）西武生変電所 （住所：福井県越前市中央2丁目5番5号）

2. 判明時期

2023年4月20日（木）

3. 廃棄物

微量PCB混入絶縁油が付着した廃棄物

設備	実施年月	作業	廃棄物の種類	想定廃棄量	絶縁油のPCB濃度[mg/kg] (採油による検査結果)
西武生変電所 変電設備	2021年 12月	漏油修理	絶縁油	16ℓ	2.2
			変電設備の部材	60 kg	2.2
			ウエス	0.5kg	2.2

4. 原因

漏油ふき取り検査の結果にて、絶縁油のPCB含有が判断できると誤認した。

5. 再発防止対策

(1) 社内ルールの明確化

次の点を社内ルールに明記する。

- ・漏油ふき取り検査では、絶縁油のPCB含有は判断できないこと
- ・ふき取り検査結果がPCB不含であった場合でも、封じ切り機器本体は未分析として扱い、漏油修理などで使用したウエスや修理部品はPCB含有として扱うこと

(2) 教育の実施

本事案を社内関係箇所に周知するとともに、関係法令、社内ルールの遵守を再徹底し、PCBに関する定期的な教育を行う。

6. 環境への影響について

以下の観点から、環境への影響は無いものと考えております。

- ・作業を実施した西武生変電所において、土壌への絶縁油流出はなかった。
- ・PCB濃度が低く取扱量が少量であり、PCB不含絶縁油と合わせて処理されている。
- ・当該廃棄物へのPCB混入絶縁油付着量が少量であり、高温で焼却処理されている。

7. その他（類似の事案）

漏油ふき取り検査でPCBが検出されなかった廃棄物を一般廃棄物もしくは産業廃棄物として処理した事例を確認した以下の変電所は、現在運転をしており、採油分析を行うことができないことから、変電設備撤去時に採油分析を行い、PCBの含有を確認するとともに、適切に対応してまいります。

- ・北陸電力送配電（株）東郷変電所 （住所：福井県福井市柘泉町15）
- ・北陸電力送配電（株）友江変電所 （住所：福井県大野市友江14字野徳4番地）
- ・北陸電力送配電（株）足羽変電所 （住所：福井県福井市東天田町19字大石63番地）